

	<p>14 生活関連物資の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律(昭和48年法律第48号)の施行に関すること。</p>		<p>1 同法第4条第1項又は第2項の規定により売渡しの指示又は命令をすること。</p>	<p>1 同法第3条の規定により調査を実施すること。 2 同法第5条第1項の規定による業務報告をさせること。</p>
	<p>15 生活物資のあつせんその他生活物資の価格、需給等の安定に関すること。</p>			
	<p>16 消費生活センターに関すること。</p>			

別表第3環境生活部県民生活総室の項第1項部長専決事項の欄中第1号を削り、同表同部同総室の項中第7項から第21項を削り、同表同部同総室の項第22項中「くまもと県民交流館、消費生活センター及び」を削り、同項を同表同部同総室の項第7項とし、同表同部同総室の項中第23項を第8項とし、同表同部の項中「県民生活総室」を「交通安全・青少年課」に改め、同表同部の項中男女共同参画課の項を削り、同表商工観光労働部商工政策課の項第5項部長専決事項の欄中第11号を削り、第12号を第11号とし、第13号から第17号までを1号ずつ繰り上げ、同表同部同課の項第6項部長専決事項の欄第1号中「許可をすること」の次に「(熊本市所在の商工会議所に係る許可に限る。)」を加え、同項同欄第3号中「許可をすること」の次に「(熊本市所在の商工会議所に係る許可に限る。)」を加え、同項同欄第4号中「認可をすること」の次に「(熊本市所在の商工会議所に係る認可に限る。)」を加え、同項同欄第5号中「徴収及び検査をすること」の次に「(熊本市所在の商工会議所に係る徴収及び検査に限る。)」を加え、同表同部同課の項第7項部長専決事項の欄第2号中「招集承認をすること」の次に「(熊本市所在の商工会に係る承認に限る。)」を加え、同項同欄第3号中「認可をすること」の次に「(熊本市所在の商工会に係る認可に限る。)」を加え、同項同欄第4号中「徴収及び立入検査をすること」の次に「(熊本市所在の商工会に係る徴収及び立入検査に限る。)」を加え、同表同部同課の項第13項知事決裁事項の欄中第1号を削り、第2号を第1号とし、同項部長専決事項の欄第2号中「国内における輸出見本市」を「海外における見本市」に改め、同表同部工業振興課の項第3項部長専決事項の欄中第1号を削り、同表同部同課の項第5項部長専決事項の欄中第1号を削り、同表同部同課の項第8項部長専決事項の欄中第3号を削り、同項課(総室・室)長専決事項の欄中第2号を削り、同表同部同課の項第10項課(総室・室)長専決事項の欄中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、同表同部同課の項中第11項から第14項までを削り、第15項を第11項とし、第16項を削り、同表同部工業振興課の項の次に次のように加える。

<p>商工観光労働部</p>	<p>新産業振興課</p>	<p>1 新事業創出促進法(平成10年法律第152号)の施行に関すること。</p>			
		<p>2 くまもとテクノ産業財団に関すること。</p>			

別表第3商工観光労働部経営金融課の項第1項知事決裁事項の欄第1号中「中小企業高度化資金」を「貸付額が1,000万円以上で重要な中小企業高度化資金」に改め、同項部長専決事項の欄第3号を次のように改める。

3 貸付額が1,000万円以上の中小企業高度化資金の貸付決定に関すること(知事決裁事項に該当するものを除く。)

別表第3商工観光労働部経営金融課の項第1項部長専決事項の欄第4号中「中小企業高度化資金」を「貸付額が1,000万円以上の中小企業高度化資金」に改め、同欄中第9号を第11号とし、第8号を第10号とし、第7号を第9号とし、同項同欄第6号中「中小企業高度化資金」を「貸付額が1,000万円以上の中小企業高度化資金」に改め、同号を同項同欄第5号とし、同号の次に次の3号を加える。

- 6 中小企業高度化事業計画書の受理に関すること。
- 7 中小企業高度化資金の事業認定に関すること。
- 8 中小企業高度化資金の貸付事業計画の作成及びその変更をすること。

別表第3商工観光労働部経営金融課の項第1項課(総室・室)長専決事項の欄に次の4